

案内

電気毛布・電気ミニマット・カーペットをご使用の皆さまへ

長年ご使用の暖房器具で、経年劣化が原因の火災事故が起きています。電気毛布・電気ミニマット・電気カーペットのヒーター線が重なっていたり、ループ状になっていたりと、使用上による折りぐせがついていたり、表面が変色していたりする場合などはご使用を中止してください。光に透かしてみるなどして確認し、表面の傷や破れ、ヒーター線の露出などにも注意してください。

ソファやクッションなどの上に置いての使用は危険です。

使用していない時は電源プラグを抜きましょう。コントローラーは踏んだり強い衝撃を与えないでください。また、プラグがガタついたり、電源コードやプラグの根元が痛んでいたりと、熱かったり、臭いがしたりしていませんか？

スイッチを入れても暖かくならなかつたり、電源コードやコントローラーが熱くなったり、臭いがしたりしていませんか？

少しでもおかしいと思ったらご使用を中止してください。

お問い合わせ

一般社団法人 日本電機工業会

シャープ株式会社

☎ 0120・078・178

象印マホービン株式会社

☎ 0120・345・160

東芝ホームテクノ株式会社

☎ 0120・622・245

パナソニック株式会社

(旧松下電器産業株式会社、旧松下電工株式会社)

☎ 0120・878・365

うち、三洋電機製のもの

☎ 0857・21・2275

株式会社日立リビングサプライ

☎ 0120・8802・28

株式会社富士通ゼネラル

☎ 0120・089・888

富士電機株式会社

☎ 0120・12・6504

三菱電機株式会社

☎ 0120・139・365

株式会社ユーイング

☎ 0120・911・597

※受付時間 9時～17時（土日、祝日は除く）

※お問い合わせの際に提示された個人情報報は、当該目的以外には使用いたしません。

外国人住民の方へ

外国人登録証明書の切り替えはお早めに

平成24年7月9日に外国人登録制度が廃止され、特別永住者および永住者の方が所持している外国人登録証明書は、一定の期間、新しくできた特別永住者証明書または在留カードとみなされますが、次のみなされる期間（有効期間）が満了する日までに切り替える必要があります。

●特別永住者

(1) 平成24年7月9日の時点で16歳以上であった方

①お持ちの外国人登録証明書の次回確認（切替え）申請期間の始期とされる誕生日が平成27年7月8日までに到来する方

↓平成27年7月8日まで

②お持ちの外国人登録証明書の次回確認（切り替え）申請期間の始期とされる誕生日が平成27年7月9日以降に到来する方

↓当該誕生日まで

(2) 平成24年7月9日の時点で16歳未満であった方

↓16歳の誕生日まで

※申請の場所は、吉備庁舎住民課、金屋庁舎やすらぎ福祉課、清水庁舎住民福祉室。

●永住者

外国人登録証明書の「次回確認」切

替）期間」の記載にかかわらず切り替える必要がありますのでご注意ください。

(1) 平成24年7月9日の時点で16歳以上であった方

↓平成27年7月8日まで

(2) 平成24年7月9日の時点で16歳未満であった方

↓16歳の誕生日まで

①平成27年7月8日までに16歳の誕生日が到来する方

↓16歳の誕生日まで

②平成27年7月9日以降に16歳の誕生日が到来する方

↓平成27年7月8日まで

※申請の場所は、最寄りの地方入国管理局、もしくは同支局、またはこれらの出張所（役場ではありません）。

和歌山出張所

和歌山市築港6・22・2

和歌山港湾合同庁舎

☎ 073・422・8778

●申請時に必要なもの（共通）

①旅券（所持しない場合などは、旅券を提示できない理由書を申請時に提出）

②外国人登録証明書

③写真 1葉（縦40mm×横30mm）

※16歳未満は不要

問い合わせ先／吉備庁舎住民課